

令和7年第2回月形町議会定例会 1日目（6月3日）

会議に付した事件は次のとおりである。

議案第31号 令和7年度月形町一般会計補正予算（第1号）

議案第32号 月形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第33号 青北橋（下り）補修工事請負契約について

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度月形町一般会計補正予算第8号）

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（月形町税条例の一部を改正する条例の制定について）

報告第1号 繰越明許費繰越計算書について（令和6年度月形町一般会計）

報告第2号 予算繰越計算書について（令和6年度月形町農業集落排水事業会計）

報告第3号 株式会社月形町振興公社の経営状況について

○ 議長 大釜 登 ただいまの出席議員は8人です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから、令和7年第2回月形町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分開会）

直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分開議）

議事日程第1号は、お手元に配付のとおりであります。

◎ 日程1番 会議録署名議員の指名

○ 議長 大釜 登 日程1番 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会期中における会議録署名議員の指名は、会議規則第127条の規定により議長において

金子 廣司 議員

西山 富夫 議員

の両名を指名いたします。

◎ 日程2番 会期の決定

○ 議長 大釜 登 日程2番 会期の決定を議題といたします。

先に、議会運営委員会委員長から、去る5月23日開催の議会運営委員会での本定例会の運営について、報告の申し出がありましたので、これを許します。

○ 議長 大釜 登 議会運営委員会 松田順一委員長、報告願います。

○ 議会運営委員会委員長 松田 順一 議長の許可をいただきましたので、第2回定例会の運営について、去る5月23日に開催いたしました議会運営委

令和 7 年第 2 回月形町議会定例会 1 日目（6 月 3 日）

員会の協議結果について、報告いたします。

本定例会に付議され、提案されている案件は、町長の提案に係るものとして、一般議案 3 件、承認 2 件、報告 3 件の合わせて 8 件であり、また、議会から意見案 2 件、会議案 1 件の提案を予定しております。

一般質問についてであります。5 月 22 日の通告期限までに、2 人の議員から通告がありました。

以上のことから、これらの案件及び都合により会議を開くことのできない日が含まれることを勘案し、本定例会の会期については、本日 3 日から 5 日までの 3 日間としたところであります。

最後に、本定例会における議員の質疑及び町側の答弁については簡潔明瞭にされ、議事運営に特段のご協力をいただきますようお願いを申し上げ、議会運営委員会の報告といたします。

- 議長 大釜 登 以上で議会運営委員会委員長の報告を終わります。

お諮りいたします。本定例会の会期は、ただいま、議会運営委員会委員長から報告のとおり、本日 3 日から 5 日までの 3 日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 大釜 登 異議なしと認め、会期については、本日 3 日から 5 日までの 3 日間とすることに決定いたしました。

◎ 日程 3 番 諸般の報告

- 議長 大釜 登 日程 3 番 諸般の報告を行います。議長会務報告、例月出納検査結果報告は、お手元に配付のとおりでありますので、ご覧願います。

- 議長 大釜 登 以上で諸般の報告を終わります。

◎ 日程 4 番 行政報告

- 議長 大釜 登 日程 4 番 行政報告を行います。行政報告については、お手元に配付のとおりでありますので、ご覧願います。

- 議長 大釜 登 以上で行政報告を終わります。

◎ 日程 5 番 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度月形町一般会計補正予算第 8 号）

- 議長 大釜 登 日程 5 番 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度月形町一般会計補正予算第 8 号）を議題といたします。提出者の説明を求めます。

- 議長 大釜 登 副町長。

- 副町長 藤原 栄一 議案書 3 ページをお開きください。ただいま議題と

令和7年第2回月形町議会定例会 1日目（6月3日）

なりました承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。承認第1号は、地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、本議会の承認を求めるものであります。

5ページをお開きください。専決処分書であります。令和7年3月31日に専決処分をしたものであり、令和6年度月形町一般会計補正予算第8号を定めたものでございます。補正予算の要旨ですが、令和6年度末を迎え、例年同様、決算見込みの精査を行って、予算の最終整理をさせていただいたものであります。補正予算の第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,141万7,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億4億5,705万4,000円とするものであります。また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、6ページから7ページにかけての第1表 歳入歳出予算補正によるものであります。

それでは、事項別にご説明いたします。38ページをお開きください。はじめに歳出についてでございます。2款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費、補正額0、財源振替でございます。3目 企画費、補正額1億446万円の増額。説明欄でございますが、ふるさと納税の推進事業、寄附金額の増額によるものでございます。地域公共交通対策事業につきましては、事業費の確定によるものでございます。

続きまして、4目 情報推進費、補正額1億58万6,000円の減額です。説明欄でございますが、地域情報通信基盤整備事業、スマートフォン普及拡大奨励事業の事業費の確定による減額でございます。

続きまして、5目 広報広聴費、補正額200万円の減額、説明欄のとおりでございます。8目 財産管理費、補正額1億5,000万円の増額、説明欄でございますが、基金管理経費、減債基金の積立金でございます。

続きまして、40ページをお開きください。3款 民生費 1項 社会福祉費 1目 社会福祉総務費、補正額3億89万8,000円の減額、説明欄でございますが、障害者自立支援等給付事業、扶助費の障害者自立支援給付費給付、事業費の確定による減額でございます。

続きまして、42ページをお開きください。4款 衛生費 1項 保健衛生費 4目 医療給付費、補正額2億60万5,000円の減額、説明欄でございますが、重度心身障害者医療給付事業扶助費、重度心身障害者医療費の事業費の確定による減額でございます。

続きまして、44ページをお開きください。8款 土木費 2項 道路橋梁費 4目 除雪対策費、補正額9億45万4,000円の減額、説明欄ござい

令和7年第2回月形町議会定例会 1日目（6月3日）

ますが、除雪対策経費、町道及び公共施設除排雪業務でございます。降雪量が見込みよりも少なく推移したことによる減額でございます。

続きまして、4項 住宅費 1目 住宅管理費、補正額350万円の減額、説明欄でございますが、定住化促進事業、月形町快適な住まいづくり住宅、月形町あんしん住宅の補助金の事業費の確定による減額でございます。

続きまして、14ページをお開きください。歳入でございます。1款 町税 1項 町民税 2目 法人、補正額717万7,000円。

続きまして、4項 町たばこ税 1目 町たばこ税、補正額355万円の増額でございます。

16ページをお開きください。2款 地方譲与税 1項 地方揮発油譲与税 1目 地方揮発油譲与税、補正額79万8,000円の増額。

続きまして、2項 自動車重量譲与税 1目 自動車重量譲与税、補正額410万6,000円の増額でございます。

18ページをお開きください。4款 配当割交付金 1項 配当割交付金 1目 配当割交付金、補正額55万5,000円の増額でございます。

20ページをお開きください。5款 株式等譲渡所得割交付金 1項 株式等譲渡所得割交付金 1目 株式等譲渡所得割交付金、補正額158万1,000円の増額でございます。

22ページをお開きください。6款 法人事業税交付金 1項 法人事業税交付金 1目 法人事業税交付金、補正額226万4,000円の増額でございます。

24ページをお開きください。7款 地方消費税交付金 1項 地方消費税交付金 1目 地方消費税交付金、補正額615万9,000円の増額でございます。説明欄のとおりでございます。

続きまして、26ページでございます。8款 環境性能割交付金 1項 環境性能割交付金 1目 環境性能割交付金、補正額178万6,000円でございます。

28ページをお開きください。10款 地方交付税 1項 地方交付税 1目 地方交付税、補正額8,387万円の増額でございます。

30ページをお開きください。15款 道支出金 2項 道補助金 6目 土木費道補助金、補正額700万円の増額でございます。説明欄でございますが、臨時道路除雪事業費の補助金といたしまして、これにつきましては、降雪状況により、財源が不足する自治体が対象となつてございます。対象事業費は、1,400万円ということになってございます。

続きまして、32ページをご覧ください。17款 寄附金 1項 寄附金 2目 総務費寄附金、補正額1億1,573万9,000円、ふるさと納税の

令和7年第2回月形町議会定例会 1日目（6月3日）

寄附金でございます。

34ページをお開きください。20款 諸収入 5項 雑入 5目 雑入、補正額43万2,000円、説明欄でございますが、研修受講助成金といたしまして、本町におきましては、市町村職員アカデミー研修、そして市町村職員の研修センターの研修受講に係る助成金でございます。

36ページをお開きください。21款 町債 1項 町債 1目 総務債、補正額360万円の減額、説明欄でございますが、公用車等整備事業といたしまして、当初、起債、脱炭素化推進事業債を計上してございましたが、クリーンエネルギー自動車導入促進補助金に変更したことにより、減額ということになってございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 議長 大釜 登 ただいま、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。
- 議長 大釜 登 松田 順一議員。
- 議員 松田 順一 私からは、ふるさと納税の寄附金32ページです。今回1億1,573万9,000円の増加があり、総額として今年度9億5,600万円程度の寄附金があったわけですが、前年比と比べてどのくらい金額が増えたのか教えていただけますか。
- 議長 大釜 登 企画振興課長。
- 企画振興課長 鈴木 暢 昨年度、令和5年度の実績は今手元にございませんが、3億弱でしたので、約6億5,000万円程度増額となっております。以上です。
- 議長 大釜 登 松田 順一議員。
- 議員 松田 順一 6億5,000万円増えたということで、いろいろ米の問題もありましたが、月形も米の産地でありますから、増えて当然だと思います。この辺について、企画の方で増えた要因について何か考えていることはありますか。
- 議長 大釜 登 企画振興課長。
- 企画振興課長 鈴木 暢 議員がおっしゃるとおり、米が非常に伸びておりまして、令和6年度の実績、単発、定期便を合わせまして、8億4,600万円ほど出ておりますので、町全体としまして割合が88.9%となっております。そのため、ほぼ米が増加している形となっております。以上です。
- 議長 大釜 登 松田 順一議員。
- 議員 松田 順一 今、米が88.9%ということで、ほかが11.1%ということですから、一応米が伸びて、ほかは伸びていないということでしょうか。

令和7年第2回月形町議会定例会 1日目（6月3日）

- 議長 大釜 登 企画振興課長。
- 企画振興課長 鈴木 暢 そのほかの割合につきましても、果物、メロン、スイカなどが9.4%となっておりまして、そのほかについては、軒並み1%以下となっておりまして、例年どおりという形となっております。以上です。
- 議長 大釜 登 よろしいですか。
- 議員 松田 順一 はい、分かりました。
- 議長 大釜 登 ほかに質疑ございませんか。
- 議長 大釜 登 我妻 耕議員。
- 議員 我妻 耕 39ページの広報広聴費のところ、3月の定例会で滝口議員の方から質問があったと思いますが、ホームページの改修業務、当初2,144万円の予算のところ、3月の補正で740万円近く減額になったということで、それについてのお答えが国の補助、AIのチャットボットにしか出ないので、その分が減りましたということですが、今回事業が確定したということで200万円がまた減額になっていることで、当初予算から見ると半額近く、900万円を超える額が減額されているわけですが、ホームページの改修業務全体について、本当はここまで計画していたがそれができていないとか、そのような部分の影響について何かあれば教えていただけますか。
- 議長 大釜 登 企画振興課長。
- 企画振興課長 鈴木 暢 議員がおっしゃるとおり、令和7年第1回の定例会時に739万9,000円減額させていただいております。この200万円につきましては、想定できないカスタマイズの費用として200万円を予備で計上しておりましたので、ホームページ改修事業自体に影響はございませんでした。以上です。
- 議長 大釜 登 我妻 耕議員。
- 議員 我妻 耕 理解としては、それでは3月の部分で、その部分しか出なかったため、その部分についての影響というのは改めて700万円についての影響もなかったと考えてよいということですね。了解しました。
- 議長 大釜 登 よろしいですか。
- 議員 我妻 耕 はい。
- 議長 大釜 登 ほかに質疑ございませんか。
- 議長 大釜 登 東出 善幸議員。
- 議員 東出 善幸 14ページの歳入の法人町民税の伸びが著しいのですが、その理由について教えてください。
- 議長 大釜 登 住民課長。
- 住民課長 村瀬 潤一 お答えいたします。3月の議会において補正させ

令和7年第2回月形町議会定例会 1日目（6月3日）

ていただいているところでありますが、3月の補正予算につきましては、例年1月頃に計算、積算していくところでございます。今回、増加の要因といたしましては、3月決算の農業法人が予測していたよりも伸びていたため、増額となったものでございます。以上です。

- 議長 大釜 登 よろしいですか。
- 議員 東出 善幸 はい。
- 議長 大釜 登 ほかに質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。承認第1号は、この際、討論を省略し、原案のとおり承認することにしたいと思えます。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎ 日程6番 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（月形町税条例の一部を改正する条例の制定について）

- 議長 大釜 登 日程6番 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（月形町税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 大釜 登 副町長。
- 副町長 藤原 栄一 議案書の47ページをお開きください。ただいま、議題となりました承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。承認第2号は、地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、本議会の承認を求めるものであります。

49ページをお開きください。専決処分書であります。月形町税条例の一部を改正する条例の制定について、令和7年3月31日に専決処分をしたものでございます。承認第2号は、令和7年度の地方税制改正において、物価上昇局面における税負担の調整に対する対応等が盛り込まれました。これらの規定を反映させた地方税及び地方税法等の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、月形町税条例について所要の改正を行ったものであります。主な改正の内容ですが、第18条の改正では、総務省令の改正に伴い、デジタル化に対応した措置を追加、第34条の2の改正では、所得控除に特定親族特別控除を追加するもので、大学生等で扶養控除の対象外の方が一定の所得内の場合、その額に応じて段階的に控除する制度が新設されたことに伴

令和7年第2回月形町議会定例会 1日目（6月3日）

う改正でございます。第82条の改正では、軽自動車税の種別割の標準税率区分の見直しに伴う改正、第90条では、マイナ保険証の運用開始に伴う減免申請時の運転免許証の提示義務を追加、制定附則第16条の2の2では、加熱式たばこに係る町たばこ税の課税標準の特例の規定を追加をしております。このほか、改正に伴う文言整理等を行っております。なお、この条例改正に伴う予算補正については、令和7年度の賦課状況を精査の上、改めて予算補正を提案させていただきたいと考えてございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 議長 大釜 登 ただいま、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。承認第2号は、この際、討論を省略し、原案のとおり承認することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎ 日程7番 議案第31号 令和7年度月形町一般会計補正予算（第1号）

- 議長 大釜 登 日程7番 議案第31号 令和7年度月形町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 大釜 登 副町長。
- 副町長 藤原 栄一 それでは、議案書57ページをお開きください。ただいま、議題となりました議案第31号 令和7年度月形町一般会計補正予算第1号について、ご説明申し上げます。第1条ですが、補正予算第1号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,439万9,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億1,839万9,000円とするものであります。また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、58ページから59ページにかけての第1表 歳入歳出予算補正によるものであります。

それでは、事項別についてご説明いたします。74ページをお開きください。最初に歳出についてでございます。2款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費、補正額2万2,000円増額、説明欄でございますが、総務事務経費、会計年度任用職員の費用弁償の増額でございます。

続きまして、2目 企画費、補正額1,000万円、説明欄でございますが、移住定住推進事業といたしまして、ふるさとミライカレッジ事業に係る増額補

令和7年第2回月形町議会定例会 1日目（6月3日）

正でございます。内容につきましては、地方自治体が大学等、高等教育機関と連携し、学生のフィールドワーク等を受け入れ、大学生等の若者の視点を取り入れた地域課題解決プロジェクトの一環として取り組むものでございます。

続きまして、8目 財産管理費、補正額9万6千400円の増額、説明欄でございますが、教職員住宅管理経費、修繕料でございます。赤川4の教職員住宅の雪害の破損修理で屋根外壁、換気フード等を修理するものでございます。

次に、76ページをお開きください。3款 民生費 1項 社会福祉費 1目 社会福祉総務費、補正額1万5千250円の増額、説明欄でございますが、定額減税補足給付金（不足額給付金）の給付事業でございます。当初調整給付、令和6年度の実施では、推計額を用いて算定したものでございまして、定額減税の実績額が確定したことなどにより、給付額に不足が生じた方を対象に、定額減税の補足の給付金を給付するものでございます。

78ページをご覧ください。4款 衛生費 1項 保健衛生費 2目 予防費、補正額5万2千500円の増額、説明欄でございますが、母子健康事業、産後ケア実施業務でございます。産後ケア事業の利用者の増と、通所型産後ケア事業利用に係る施設加算料の支払いによる支出の増額でございます。

80ページをお開きください。7款 商工費 1項 商工費 1目 商工業振興費、補正額1万9千250円の増額、説明欄でございますが、商工振興事業補助金、起業家等支援事業といたしまして2件の申請の見込みに伴う増額でございます。

続きまして、3目 ふるさと公園費、1万8千600円の増額、説明欄でございますが、ふるさと公園管理経費、1万7千900円、修繕料でございます。宿泊施設はな工房のエアコン室外機の騒音による客室6室の苦情対応でございます。建築指導センターの助言に伴いまして、内窓の設置による防音対策、そして、露天風呂の側溝及び通路の修繕を実施するものでございます。もう一つがふるさと公園整備事業、手数料6万9千000円でございます。源泉棟の建替工事に伴いまして、施設等の変更許可申請手数料に関わるものでございます。

82ページをお開きください。9款 消防費 1項 消防費 2目 防災費、補正額0、財源振替でございます。

84ページをお開きください。10款 教育費 4項 社会教育費 2目 社会教育施設費、3万8千500円の増額でございます。説明欄でございますが、博物館の管理経費、修繕料でございます。昨年度、博物館の落雪のときに、鬼板の剥離が発生いたしました。修正内容につきましては、鬼板が落雪時に押されたもので剥離が発生したということで、今回の修理につきましては落雪時に雪を逃がすような構造とするもの。それから、ボルトで数か所を固定し、小屋裏

令和7年第2回月形町議会定例会 1日目（6月3日）

からもボルトで固定することによって強度を図ることを予定をしてございます。町有建物共済保険の申請を予定をしてございます。

続きまして、66ページをお開きください。歳入でございます。14款 国庫支出金 2項 国庫補助金 1目 総務費国庫補助金、補正額1,525万2,000円の増額でございます。説明欄でございますが、先ほど歳出にもございましたとおり、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、定額減税の補足給付金の給付事業の財源となつてございます。

続きまして、2目 民生費国庫補助金、補正額26万2,000円の増額、説明欄でございますが、子ども・子育て支援交付金、利用者支援事業、妊娠等包括相談支援事業型産後ケア事業の利用者の増に伴う補助金の増額でございます。

続きまして、3項 委託金 1目 総務費委託金、1,000万円の増額でございます。説明欄でございますが、先ほど歳出でありましたように、ふるさとミライカレッジの委託金でございます。

68ページをご覧ください。15款 道支出金 2項 道補助金 2目 民生費道補助金、13万1,000円の増額でございます。説明欄でございますが、子ども・子育て支援交付金、先ほど国庫支出金と同じく利用者支援事業といたしまして、妊娠等包括相談支援事業型産後ケア事業利用者の増に伴う補助金の増額でございます。

70ページをお開きください。18款 繰入金 1項 基金繰入金 1目 財政調整基金繰入金、補正額695万4,000円増額です。財源調整でございます。

72ページをご覧ください。21款 町債 1項 町債 7目 消防債、補正額180万円の増額でございます。説明欄でございますが、J-ALERTの新型受信機整備事業、起債の振替等をいたしまして、当初予算では、防災対策事業債で計上してございましたが今回の補正で、緊急防災減災事業債の方に充当するということになります。

続きまして、60ページをお開きください。補正予算第2条 地方債の補正でありまして、第2表のとおり、1件の補正でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 議長 大釜 登 ただいま、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。
- 議長 大釜 登 滝口 伸議員。
- 議員 滝口 伸 75ページ、2款 総務費 1項 総務管理費 3目 企画費のふるさとミライカレッジについて質問させていただきます。こちら、先ほどご説明いただいたとおり、地方公共団体が大学等と連携し、学生のフィ

令和7年第2回月形町議会定例会 1日目（6月3日）

ールドワーク等を受け入れて実施するもので、大学生等の若者の視点を取り入れた地域課題解決プロジェクトに取り組む場合の経費を支援するということですが、その支援内容を、私も少し、総務省のホームページを見て調べてみたのですが、（１）大学生等の移住や関係人口としての地域との関わり、（２）若者にとっての魅力的なまちづくり、（３）具体的な地域の課題解決と書いてあったのですが、現時点で町として、ここに書かれている三つのことについて、どの点について取り組んでいこうかというお考えはありますでしょうか。

○ 議長 大釜 登 企画振興課長。

○ 企画振興課長 鈴木 暢 先ほどの副町長からの説明と一部重複しますが、今、月形町の課題としましては、少子高齢化や若者の転出、空き家の増加、人材不足といった地域課題を解決するために、大学生と連携したフィールドワーク型のプロジェクト、ふるさとミライカレッジの実施を計画しております。

本事業では総務省のモデル事業に応募するもので、北海道大学をはじめとする関係5団体と協力し、大学生が2週間程度月形町に滞在し、農業、福祉、教育、芸術、空き家対策に関わる実践活動、いわゆるインターンシップを実施します。農業の6次産業化や販売促進、高齢者の買い物支援や福祉施設などでの支援活動、子ども向け体験プログラムの運営、空き家の活用・改修、芸術による地域活性化などを行います。

また、現地生産者などの収穫時期の一時的な労働力不足や、学生が関係人口として農作業や高齢者支援などの業務を分担することで、地域の担い手として単なる短期支援にとどまらず、中長期的な地域の担い手として関係人口の創出につなげていきます。

収益については、空き家を活用したシェアハウスやゲストハウスを整備し、その収益でプロジェクトの自走化を目指すため、一過性ではなく、国のモデル事業終了後も継続的に事業の実施を行っていく計画を立てております。以上です。

○ 議長 大釜 登 滝口 伸議員。

○ 議員 滝口 伸 中長期的に関わってもらおうというのは、定住することだけではなく、引き続き、何かこう、いろいろと町の企画に関わってもらおうという、そういう受け取り方でよろしいでしょうか。

○ 議長 大釜 登 企画振興課長。

○ 企画振興課長 鈴木 暢 中長期的にといいですか、まずは関係人口を創出しよう、最終的な目標としてはやはり移住・定住につなげていこうということを考えておりまして、関係5団体と先ほど説明させていただきましたが、月形町も含めて、月形町と北海道大学、北海道大学につきましては、学生の派

令和7年第2回月形町議会定例会 1日目（6月3日）

遣や教育の設計と評価をしていただこうと思っております。月形にはつきがたデザインというツキビズキャンプなどを行っている団体がございますので、ここで地域のフィールドの設計支援や学生と町のつなぎ役をやっていただこうと考えております。

あと、今年の4月に、まちのいりぐちという一般社団法人が設立されまして、こちらについては、昨年のツキビズキャンプの参加者、北大生を中心とした方々でつくられた一般社団法人ですが、こちらに拠点の管理や現場運営、あとは、空き家の改修などの記録や広報をしていただこうと考えております。

それと、現在保育園留学で業務を担っていただいております株式会社キッチハイクについてです。こちらでは、集客や基本設計、運営などを行っていたき、町全体の管理や予算の執行、さらに地域、農家さん、福祉施設などの調整役をお願いしております。それで、中長期的には、こちらは国からの受託事業となり、令和7年度いっぱい終了となります。終了となるのですが、財源といたしましては、先ほど説明させていただきましたとおり、空き家をシェアハウスやゲストハウスにして、まずは北大生を呼び込もうということを考えております。その収益を運転経費に回していければ自走型の事業となりますので、町の負担もほとんどなく、実施できるかなということで、この事業を計画しております。雑ばくですが以上です。

- 議長 大釜 登 よろしいですか。
- 議員 滝口 伸 はい。
- 議長 大釜 登 ほかに質疑ございませんか。
- 議員 東出 善幸 滝口議員の質問に付随するのですが、連携大学は北海道大学と、今答弁があつたのですが、北大にした理由というのはどういうことでしょうか。
- 議長 大釜 登 企画振興課長。
- 企画振興課長 鈴木 暢 北海道大学がメインとなるのですが、学生自体については他の、例えば北星学園大学なども関わってきます。月形のパイプとして、つきがたデザインと北海道大学の教授がツキビズキャンプを通してつながっておりますので、そちらを活用するといいますか、パイプがありますので、そちらを選定させていただいております。以上です。
- 議長 大釜 登 東出 善幸議員。
- 議員 東出 善幸 それであれば北大ということであれば、学部はいろいろあると思いますが、そういったことを問わないということでしょうか。また、学年についても、何学年であるかを問わないということでしょうか。
- 議長 大釜 登 企画振興課長。
- 企画振興課長 鈴木 暢 そのとおりでございます。

令和7年第2回月形町議会定例会 1日目（6月3日）

- 議長 大釜 登 よろしいですか。
 - 議員 東出 善幸 はい。
 - 議長 大釜 登 ほかに質疑ございませんか。
 - 議長 大釜 登 我妻 耕議員。
 - 議員 我妻 耕 81ページを少し確認させていただきたいのですが、起業者等支援事業の部分で、今回192万円の増額があり、昨年も確か12月の補正時に、47万円ほどの増額があったと思います。今年早い時期に増額ということで、動きとしては私個人として嬉しいことだなと思っているのですが、今後また新たな2件の見込みということでこうなっているのですが、今後また新たな見込みがあった場合には、増額補正というのは考えておられるのかどうかということを教えてください。
 - 議長 大釜 登 企画振興課長。
 - 企画振興課長 鈴木 暢 先ほど副町長からの説明のとおり、192万5,000円の増額となっております。既に交付決定しているものが、インターネット上での販売、ECサイトの開設ということで、62万4,975円交付決定しております。それ以降、こちら年間の予算として470万円とっているのですが、事業所の新築、増改築が2件申請来ておりまして、こちら両方とも結構な規模ですが、町の補助の上限額がそれぞれ300万円となっておりますので、今回、今のところ見込んでいるのが、300万円掛ける2件と、先ほどの交付決定している62万4,975円から、年度当初の予算470万円を差し引いた192万5,000円を増額補正とさせていただきたいと考えております。今後につきましても、補助要綱に合致するものでありましたら、増額補正を計上させていただきたいと考えております。以上です。
 - 議長 大釜 登 よろしいですか。
 - 議員 我妻 耕 了解しました。
 - 議長 大釜 登 ほかに質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
 - 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
 - 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。議案第31号は、原案のとおり可決することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
 - 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。
- ◎ 日程8番 議案第32号 月形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

令和7年第2回月形町議会定例会 1日目（6月3日）

- 議長 大釜 登 日程8番 議案第32号 月形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 大釜 登 副町長。

- 副町長 藤原 栄一 議案書89ページをお開きください。ただいま、議題となりました議案第32号 月形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。議案第32号の説明資料もあわせてご覧いただきたいと思います。

国民健康保険事業における保険税率等につきましては、例年、課税標準額が把握できるこの時期に、北海道から通知される標準保険料率等を勘案して見直しを行ってございます。令和7年度分について試算をしたところ、課税標準額が前年度と比較しまして、農業所得を中心に大幅に増加いたしました。保険税率は、令和12年度をめどとする北海道での保険料統一に向け、標準保険料に近づけるため、段階的に引き上げをしていかなければならないところではございますが、物価高騰による生活への影響、被保険者の負担増を抑制すること等を勘案しまして、据置きとさせていただき、税率の改正は行わないこととしております。

ご提案する条例改正の内容につきましては、課税限度額と軽減判定所得の基準額の改正についてでございます。国民健康保険法施行令の改正に伴い、第2条第2項ただし書の改正で課税限度額を基礎課税額、医療給付費分を1万円増額して66万円に、同条第3項ただし書の改正で、後期高齢者支援金課税額を2万円増額しまして、26万円とし、第23条第1項の改正でも同様に増額し、軽減判定所得の基準額につきましては、同項第2号の改正で、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定で、被保険者等の数に乗ずる金額を1万円増額しまして30万5,000円に、同項第3号の改正で、2割軽減の対象となる世帯の金額を1万5,000円増額して56万円に改正するものでございます。

今ほどご説明いたしました国民健康保険税条例の改正を基にした試算では、令和7年度の保険税の年額は、令和6年度と比較いたしまして、平均で1人当たり5万225円の増、1世帯当たりでは7万3,839円ほどの増額になります。税率には変わりありませんが、課税標準額が大幅に伸びたことによって、全体平均では増額となるものでございます。

なお、国保財政調整基金の充当についてでございますが、試算の結果、十分に財源を賄える見込みであることから、今回新たな充当は予定をしてございません。

また、予算の補正につきましても、当初予算のままで当面執行可能なことか

令和7年第2回月形町議会定例会 1日目（6月3日）

ら、今回は補正をしないこととしてございますが、今後の賦課状況等を精査の上、改めて提案をさせていただきたいと考えてございます。

この改正案につきましては、月形町国民健康保険事業運営協議会に諮問をいたしまして、本年5月14日付けで町長に対し妥当である旨の答申をいただいていることを申し添えさせていただきたいと思います。

附則としましてこの条例は公布の日から施行し、改正後の月形町国民健康保険税条例の規定は、令和7年4月1日から適用するものであります。

また、経過措置といたしまして、改正後の月形町国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税につきましては、従前の例によるものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 議長 大釜 登 ただいま、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。お諮りいたします。議案第32号は、原案のとおり可決することにししたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程9番 議案第33号 青北橋（下り）補修工事請負契約について

- 議長 大釜 登 日程9番 議案第33号 青北橋（下り）補修工事請負契約についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 大釜 登 副町長。
- 副町長 藤原 栄一 それでは、議案書91ページをお開きください。ただいま、議題となりました議案第33号 青北橋（下り）補修工事について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定について、議会の議決を求めるものであります。記としまして、1 工事名は、青北橋（下り）補修工事、2 工事場所は、樺戸郡月形町12番地12地先、3 契約の方法は、指名競争入札による契約、4 契約金額は、1億2,540万円。予算に対する落札率は98.03%でございます。5 契約の相手方は、福居・松本・横山特定建設工事共同企業体 代表者 樺戸郡月形町字富本町8番地 福居建設株式会社 代表取締役 福居悟です。

令和7年第2回月形町議会定例会 1日目（6月3日）

以上で説明を終わります。議決賜りますようよろしくお願いいたします。

- 議長 大釜 登 ただいま、説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。議案第33号は、原案のとおり可決することにしたと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程10番 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について

- 議長 大釜 登 日程10番 報告第1号 繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 大釜 登 副町長。
- 副町長 藤原 栄一 議案書93ページをお開きください。ただいま、議題となりました報告第1号 繰越明許費繰越計算書について、ご説明申し上げます。令和6年度月形町一般会計において、地方自治法第213条第1項の規定に基づき、翌年度、令和7年度へ繰り越した経費の額を、同法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告をさせていただくものであります。

95ページをご覧ください。本年5月31日に調製した令和6年度繰越明許費繰越計算書であります。3款 民生費 1項 社会福祉費 住民税非課税世帯等重点支援臨時給付金給付事業ほか3事業、合わせて予算額2,387万7,000円で、2,387万7,000円を令和7年度に繰り越しました。財源は国道支出金1,984万6,000円、一般財源403万1,000円であります。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 議長 大釜 登 ただいま、説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、質疑を終わります。
- 議長 大釜 登 以上で報告第1号は、報告済みといたします。

◎ 日程11番 報告第2号 予算繰越計算書について

- 議長 大釜 登 日程11番 報告第2号 予算繰越計算書についてを

令和7年第2回月形町議会定例会 1日目（6月3日）

議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 大釜 登 副町長。
- 副町長 藤原 栄一 議案書97ページをお開きください。ただいま、議題となりました報告第2号 予算繰越計算書について、ご説明申し上げます。令和6年度月形町農業集落排水事業会計において、地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、翌年度へ繰り越した経費の額を同条第3項の規定により、別紙のとおり報告をさせていただくものでございます。

99ページをご覧ください。本年5月31日に調製をいたしました令和6年度予算繰越計算書であります。1款 資本的支出 1項 建設改良費、下水道整備事業、予算額1億4,151万4,000円で、4,500万円を令和7年度に繰り越しをいたしました。財源につきましては、企業債2,250万円、国庫補助金2,250万円であります。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 議長 大釜 登 ただいま、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、質疑を終わります。
- 議長 大釜 登 以上で報告第2号は、報告済みといたします。

◎ 日程12番 報告第3号 株式会社月形町振興公社の経営状況について

- 議長 大釜 登 日程12番 報告第3号 株式会社月形町振興公社の経営状況についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 大釜 登 町長。
- 町長 上坂 隆一 議案書101ページをお開きください。ただいま、議題となりました報告第3号 株式会社月形町振興公社の経営状況につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、別紙のとおり報告させていただくものであります。なお、内容につきましては、企画振興課の竹内参事が説明いたしますので、ご承認賜りたく、よろしくお願い申し上げます。
- 議長 大釜 登 企画振興課参事。
- 企画振興課参事 竹内 晶 それでは、ご説明させていただきます。はじめに第31期の決算報告について、ご説明いたします。129ページからご覧いただきたいと思います。令和6年度は、町民保養センター等の改修工事が完了し、約1年間の休業を経て、9月1日にリニューアルオープン、温泉施設等の営業を再開しております。また、公園や野球場、農産物加工施設について、施設の管理運営を行ってまいりました。それでは、議案に沿って説明をいたし

令和7年第2回月形町議会定例会 1日目（6月3日）

ます。

議案に基づき逐条的に説明する。

以上で月形町振興公社の第32期の経営状況等説明を報告とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 議長 大釜 登 ただいま、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。
- 議長 大釜 登 我妻 耕議員。
- 議員 我妻 耕 今さらながらの質問になってしまうかもしれないのですが、事業運営計画というこの冊子につきましては、議会向けに作られた資料ということでよろしいでしょうか。
- 議長 大釜 登 企画振興課参事。
- 企画振興課参事 竹内 晶 これにつきましては、取締役会において次期の事業計画を提案する際に作成した資料をベースに、少し時間が経過しておりますので手を加えましたが、一部進行形のものもございますので修正しております。基本的には取締役会で承認を得た内容の資料を今回添付し、毎回提出させていただいているところでございます。以上です。
- 議長 大釜 登 我妻 耕議員。
- 議員 我妻 耕 個々にはいろいろあるのですが、大きなところで1点だけ質問させていただきたいと思います。きっと竹内さんも苦勞されており、新しい職員の方、それから新しい部分がいろいろオープンしたり、リニューアルされたりということで苦勞されていると思いますが、間違っていたら訂正していただきたいのですが、107ページの部分で、106ページから各施設の運営方針というところで、(1)の部分で町民保養センター及び宿泊施設の部分で温浴部門からその他につきまして、いろいろと今年度の目標を挙げられていると思いますが、間違っていたらすみません。訂正してください。
- これが去年とほぼ同じに見えるというか、比べてみようと思い、何が変わったのか比べてみようと思った際に、1点だけ違って、あとは①から⑤のその他まではほぼ同じだったのです。おそらくオープンしたことにより、いろいろな課題が沸き上がって、新しい目標が生まれてきているのではないかと思います。注意して見させていただいたのですが、変わっていないということについては少し残念に感じています。しかし、これについては本来、これから新たに展開していく部分ですので、なぜなかったのかについて教えていただきたいと思います。
- 議長 大釜 登 企画振興課参事。
- 企画振興課参事 竹内 晶 おそらく、公社の立場に近い発言になってしまうかと思いますが、ご容赦いただき、内容につきましては前期と同様とい

令和7年第2回月形町議会定例会 1日目（6月3日）

うことでそのとおりでございます。やはり前期に目標を立てましたが、目標が達成できなかったところや不十分だったところ、そういった部分を踏まえまして、今回改めて整理をさせていただいております。まだまだ十分ではない部分も内部で評価しており、こういった表記になっております。最終的には細かい目標達成や改善がございますが、こういったくりに収まっているのかなということで、こういった表記となってしまったため、少し前期と大きく変わらなかったというところでございます。

ただ、新たなことをやらないというわけではなく、ここに落ち着いていく、この目標を最終的に達成するために、やはりここに記載している以上の細かいところをどんどん社内でも検討してもらい、町としてもバックアップをして、サービスを上げていくというところは、目標として掲げておりますので、ご理解いただければと思います。以上です。

- 議長 大釜 登 我妻 耕議員。
- 議員 我妻 耕 達成できなかった部分もあるということですが、もちろん達成できた部分、それから半ば途中、全く手がつかなかった部分といろいろあると思います。それについて、やはり報告ということで私たちが受けるわけですが、どういうふうな状況になっているのかということについて、もう少し具体的に表記していただければと思います。本来同じはずではないと思いますので、その部分については私の要望ですが、当然、目標を掲げて経営することについては、あまり言うとは養センターは町民の福祉だからとか公共性の観点からになってしまうかもしれませんが、せめてその問題の把握や取り上げ、状況については、きちんと報告事項として、毎年毎年、去年の6月と今年の6月が同じわけがないというところで報告していただきたいと思います。これは私のお願いです。以上です。
- 議長 大釜 登 答弁はよろしいですか。
- 議員 我妻 耕 何かあれば。
- 議長 大釜 登 何かありますか。
- 議長 大釜 登 企画振興課参事。
- 企画振興課参事 竹内 晶 ありがとうございます。この部分の表記の方法や事業計画ではございますが、前年評価をしながら、当該期がどのように進んでいくかという、その比較ができるような評価が見える形で、資料作成をしていくように、公社にも指示しながら、こちらとしてもチェックして、正確な情報をお伝えできるように、少し検討してまいりたいと思います。以上です。
- 議長 大釜 登 よろしいですか。
- 議員 我妻 耕 はい。
- 議長 大釜 登 ほかに質疑ございませんか。

令和7年第2回月形町議会定例会 1日目（6月3日）

- 議長 大釜 登 滝口 伸議員。
- 議員 滝口 伸 昨年の9月に保養センターがリニューアルオープンされ、今回の決算書を見る限りでは、まだ収支等も含めて、どのように判断してよいかというのは、正確には見えないところだと思っております。ただ、経営状況として楽観視はできないのかなと受け取っております。

そこで、やはり物価高騰や人件費の上昇、経費の増加などが考えられますので、例えばトマトジュースのことを言えば、その価格改定を今後検討されているということが書かれておりますが、他の施設の利用料金、特に町民の方よりも町外の方にご利用いただくような施設の利用料の改定について、今後もしご検討されているのかどうかを少し質問させていただきたいと思いました。

例えば、一つ着目したとすれば、キャンプ場の利用料を、私が自分の把握している限りでは、テント1張り1,000円、1人用テントで500円、キャンピングカーが1,000円と把握しているのですが、このような価格帯が町外から利用される方にとって利用しやすい料金ではある一方で、もう少しご負担をお願いするようなことも考えてもいいのかなと感じました。この点について、ほかの施設も含めていかがでしょうか。

- 議長 大釜 登 企画振興課参事。
- 企画振興課参事 竹内 晶 今の施設の利用料金でございますが、まず町条例で利用料金が設定されております。その条例に基づいて、指定管理事業者である振興公社が運営を行っている状況でございます。現在、町条例で設定されている上限額に達した状態で営業しているところが実態でして、今期については利用料の増額を図ることができていない状況です。一部、上限額に達していない施設がございましたので、今期より改定を行い、料金を頂戴しているところでございます。ご指摘いただいた適正な料金というのは、社内でも議論・検討しております。これについては、公社の方から町の方に要請し、各施設の利用料金の条例の改定について提案・相談・協議をさせていただき、適正な料金が営業上いただけるような体制づくりに、今年度中に少し検討・協議をしていきたいと予定しておりますので、ご理解ご了承いただければと思います。以上です。

- 議長 大釜 登 よろしいですか。
- 議員 滝口 伸 はい、分かりました。
- 議長 大釜 登 ほかに質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、質疑を終わります。
- 議長 大釜 登 以上で報告第3号は、報告済みといたします。

- 議長 大釜 登 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。会議規

令和 7 年第 2 回月形町議会定例会 1 日目（6 月 3 日）

則第 10 条第 2 条の規定により、明日 4 日は休会といたします。なお、6 月 5 日の本会議は、午後 1 時 30 分から再開いたします。

（午前 11 時 29 分散会）